

浦安市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

浦安市長 内 田 悦 嗣

## 浦安市規則第32号

### 浦安市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

浦安市児童手当事務取扱規則（平成24年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「備える帳簿等」を「記録及び管理をすべき情報」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 受給者に関する情報
- (2) 関係書類の返戻及び保留に関する情報
- (3) 受給資格調査員証の交付に関する情報
- (4) 父母指定者の管理に関する情報

第11条各号列記以外の部分中「受けた」の次に「とき、又は同令第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させた」を加え、同条第1号中「記載事項等」を「記載事項又は公簿等により確認した情報等」に、「第11条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第2号中「記載事項等」を「記載事項又は公簿等により確認した情報等」に改める。

第12条中「第4条第3項」を「第4条第4項」に改める。

第15条第1項中「第22条の2」を「第20条」に改める。

第16条第1項中「第22条の3」を「第21条」に改める。

第17条中「第22条の4第2項」を「第22条第2項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。ただし、第15条から第17条までの改正規定は、公布の日から施行する。